

不法投棄対策

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条では「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められていますが、瑞浪市は市域の70%以上が山間地という地形の中で、人目に付きにくいお墓や広場など又は国道・県道などの道路沿いに、心無い者による不法投棄が発生しています。不法投棄は周囲の美観を損ねるばかりでなく環境を破壊し悪臭なども発生し、市民全てが迷惑しています。「自分だけが良ければいい」「捨ててしまえば分らない」という考えは許されません。

不法投棄された主な廃棄物は、建設廃材や古畳などの産業廃棄物や、粗大ごみ、家電製品、タイヤ、オートバイ、自転車、びん、缶、ペットボトル、弁当の残飯など多種多様です。

これらの不法投棄に対して、「瑞浪市まちをきれいにする条例」に基づき委嘱した環境美化監視員や、県のふるさと環境保全委員、県委託の夜間休日パトロールによる監視、また定期的に県との合同パトロールを実施しています。そして、これらの活動や市民の通報により発見された不法投棄は、職員や市が委託したシルバー人材センターによってその都度回収しています。

なお、悪質な場合は警察と合同で行為者を調査し、刑罰の対象とすることもあります。

